

本人確認書類送付についてお願い

2018年11月30日に「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布され、2020年4月1日から施行されたことに伴い、クレジットカードのお申込み時にご送付いただく本人確認書類について、次のとおりご案内申し上げます。

〈ご提出いただく本人確認書類：①～④のいずれか〉

- ① 現住所が記載されている書類を【A】から2点
- ② 現住所が記載されている書類を【B】から1点
- ③ 現住所が記載されている書類を【A】から1点と【C】から1点の計2点
（【C】の書類は同居する家族名義可）
- ④ 本人確認書類の住所と申込書にご記入の現住所が異なる場合は、
【A】から当該住所相違の本人確認書類1点と現住所が記載されている
【C】の書類を2点（【C】の書類のうちいずれか1点はご本人名義）の計3点

本人 確認 書類	【A】（いずれも写し） ※有効期限がある場合は、期限内の日付があるものに限りです。	
	運転免許証 または運転経歴証明書	裏面に変更情報の記載がある場合は両面ともコピーが必要
	各種保険証	ご本人のお名前・生年月日・現住所のページ (カードタイプの場合は両面ともコピーが必要) ※「記号・番号」、「保険者番号」及び「二次元コード(=QRコード。印字がある場合のみ)」の最大3カ所を黒塗りするなどして番号等が見えないようにしてお送りください。(ただし、介護保険被保険者証はこの限りではありません。)
	パスポート	顔写真(氏名・生年月日)のページと所持人記入欄のページ2枚のコピーが必要 ※日本国政府発行のものに限りです。なお、2020年2月4日以降に申請されたパスポートは、所持人記入欄(住所記載欄)がないため、本人確認書類としてお取扱いできませんのでご注意ください。
	年金手帳	氏名・生年月日・住所のページ
	顔写真付の個人番号 (マイナンバー)カード	表面のみ ※個人番号(マイナンバー)が記載された裏面はコピーの送付をしないでください。
	特別永住者証明書 または在留カード	裏面に変更情報の記載がある場合は両面ともコピーが必要
補 完 書 類	【B】（原本）	
	住民票の写し	発行から6ヶ月以内(コピー不可) ※個人番号(マイナンバー)の記載がある場合はお取扱いができませんので、個人番号(マイナンバー)がないことを確認してください。
	印鑑証明書	発行から6ヶ月以内(コピー不可)
【C】（原本又は写し） ※請求書や通知書は受付できません。領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が弊社が送付を受ける日の前6ヶ月以内のものに限りです。		
公共料金の領収書	電力会社・水道局・ガス会社・NHK・NTT 等 ※携帯電話料金は該当しません。	
社会保険料の領収書		
国税・地方税の領収書 または納税証明書		

- ◆あらかじめ、住所欄が設けられていないものは、本人確認書類として使用できません。
- ◆ご提出いただいた書類はご返却できませんのであらかじめご了承ください。

